

# 被災中小企業復興支援リース補助事業Q&A

平成24年4月2日

## 1.リース先中小企業

質問内容	回答
中小企業が被災していることの認定は、どのように行いますか。	被災リース物件を抱える中小企業であれば対象となります。地方自治体の発行する罹災証明(被災証明)か、被災リース物件のリース元であるリース会社による証明が必要になります。
リース先の対象業種に制限はありますか。	風営法第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者は補助対象外になります。
多角経営している企業の業種はどのように判断しますか。	当該企業の主たる事業を業種とします。
レンタル事業者は対象リース先となりますか。	不特定多数を相手にレンタルを業とする事業者のみが、対象リース先として利用が可能です。
病院・クリニック等の「医療法人」は対象となりますか。	補助対象外です。
学校法人、出資組合法人(マンション管理組合等)は対象リース先となりますか。	補助対象外です。
社会福祉法人は対象リース先となりますか。	補助対象外です。
農林漁業者は対象リース先となりますか。また、農業協同組合、漁業共同組合は対象リース先となりますか。	中小企業基本法に規定する規模(小規模企業者[個人事業主]を含む)の農林漁業者であれば、リース対象先となります。また、中小企業基本法の規定に該当する農林漁業者を含む組合であれば対象リース先となります。
親会社が中小企業基本法における中小企業ではなく大会社である場合、補助金を利用するリース先が同法における中小企業であれば対象リース先となりますか。	リース先が、中小企業基本法における中小企業であれば対象リース先となります。
対象リース先の基準には、上場・非上場の判断基準はありますか。	株式の上場・非上場による対象リース先の基準はありません。
個人事業者は補助対象になりますか。	中小企業基本法の従業員数で、中小企業の規模に該当すれば個人事業者も対象となります。
従業員数にパートは含まれますか。	中小企業の従業員基準の考え方は、「解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱う。取扱としては、労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。
商工会議所の会員でなくても補助の対象になりますか。	日本商工会議所が補助事業者ですが、国の補助金制度であり、商工会議所の会員・非会員に関わらず利用できます。
本社が特定被災地域外、物件設置場所が特定被災地域の場合は補助対象となりますか。	本社が特定被災地域外でも、実際にリース物件を利用する場所は特定被災地域の場合は補助の対象となります。
電力会社に対し賠償請求している場合でも対象となりますか。 (顧客→電力会社 または リース会社→電力会社)	補助対象となります。

## 2.被災リース契約

質問内容	回答
旧債務とはリース債務のみですか？その他の債務も含まれますか。	旧債務については、リース債務のみが対象(割賦やローンなど他の債務については対象外)です。 但し、購入選択権付リースや譲渡条件付リースにおいては、権利行使前のリース債務を有する場合のみが対象となります。
被災リース物件の滅失等の証明には、罹災証明と被災証明のどちらが適当ですか。	罹災証明と被災証明のそれぞれの内容は、発行する地方自治体により異なります。 当該物件の東日本大震災による滅失等を証明するものが必要となります。 (物件の設置されていた建物の被害の証明では、必要書類に該当しない)
被災リース物件の被災(罹災)証明をまだ受けていませんが、自治体は発行を終了しています。補助金は利用できませんか。	被災したリース物件を所有していたリース事業者(指定リース事業者でなくてもよい)が、被災リース物件の証明をすることにより利用が可能です。 また、これに加え、自治体によって被災(罹災)証明の発行が終了している事情を考慮し、リース先による証明を可とします。ただし、この場合は以下の資料を添付する必要があります。 ・被災リース物件の解約証書・覚書 ・被災物件の設置場所の被災(罹災)証明など、リース先が罹災していることを証明するもの
被災による滅失物件およびリース会社の条件変更承諾は必須条件となりますか。	旧リース物件の滅失は必須条件となりますが、リース先から自主的に条件変更の措置が必要がないとの申し出が合った場合は、条件変更は行わなくても、補助の対象となります。
リース物件が津波により流出もしくは地震により使用不能となった場合、当初の契約において残リース料相当分を一括弁済するところ、債務弁済契約にて分割回収する場合は条件変更該当しますか。	条件変更該当します。
旧リース債務の条件変更について、期間延長、返済額軽減していることは文書を締結していることが必要ですか。	条件変更が講じられた事を証明する書類の写しを提出する必要がありますが、例えば、当初の契約が分かるものと返済口座の通帳の写し等で確認することも可能です。
旧リース債務を産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が買い取っている場合は、対象となりますか。	旧リース債務を産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が買い取っても、債務は残っており、補助対象となります。なお、債権の買い取りによる残債減額も条件変更該当します。
旧債務が再リースの場合、新リース契約は補助金対象外となりますか。	東日本大震災の時点で、再リースの契約期間内であれば補助対象となります。
旧債務が被災時に契約期間内でも債務残高が無い場合は、補助金対象外となりますか。	被災時点において、旧債務の残高があること、又は被災時点が旧債務の契約当初の契約期間内であれば、補助の対象となります。
旧債務の金額についての上限、下限はありますか。	旧債務の金額についての上限、下限はありません。

## 3.補助対象となるリース契約

質問内容	回答
リース期間に制限はありますか。	リース期間は1年以上15年以内が対象です。
震災以降のリース契約については遡及して対象となりますか。	新規でのリース契約が平成23年3月14日以降の場合に適用されます。
複数の物件を単一のリース契約でまとめる場合のリース契約期間の考え方はどのようになりますか。	耐用年数の異なる数種の資産を一のリース取引の対象としている場合において、その数種の資産について同一のリース期間を設定しているときには、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により「相当短い」と判定されない範囲とします。(法人税基本通達7-6の2-7(注)1)。

<p>前払いリース料があった場合、及び据置期間は認められますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払いリース料は、3ヶ月分までとします。</li> <li>・据置期間については、制限はありません。</li> </ul>
<p>被災地はどのように定義されますか。</p>	<p>被災地の定義は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定する「特定被災地域」で、当該地域に補助対象となるリース契約のリース物件が設置されることを条件とします。</p>
<p>リース物件が自動車の場合における「被災地域で利用されるリース物件の契約であること」とはどのように判断しますか。</p>	<p>リース物件が自動車の場合は、「使用の本拠の位置」又は「保管場所」が特定被災区域内であることとします。</p>
<p>「被災地域で利用されるリース物件の契約であること」という条件において、原子力発電所事故により移転を余儀なくされた中小企業者の移転先が被災地域でない場合は、補助の対象とならないのですか。</p>	<p>原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所を有し、その移転を余儀なくされた中小企業は、特定被災地域外でも、避難先にて本補助金を利用することができます。</p>
<p>レンタル事業者をリース先にした場合の被災地設置制限の考え方はどうなりますか。レンタル先が被災地に限られますか。</p>	<p>補助対象となるリース契約書における物件の設置場所が特定被災区域内であれば、補助対象となります。</p>
<p>リース料総額の10%の補助金には、再リース料は含まれますか。</p>	<p>再リース契約は補助対象外です。当初リース期間の支払リース料のみが補助対象となります。</p>
<p>補助の対象となる契約は新規リースのみですか。</p>	<p>補助の対象となる契約は、新規リース契約部分のみです。(平成23年3月14日以降の契約)</p>
<p>「所有権がリース先に移転しないリース取引」はどのように定義されますか。</p>	<p>(リース物件が自動車以外のリースの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「所有権がリース先に移転しないリース取引」とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号の定めによるものとし、次のいずれかに該当するもの以外のものです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①譲渡条件付リース取引:リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産が無償または名目的な対価の額でリース先に譲渡されるものであること</li> <li>②割安購入選択権付リース取引:リース先に対し、リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること</li> <li>③専属使用資産のリース取引または識別困難な資産のリース取引:リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該リース資産が、その使用可能期間中、リース先によってのみ使用されると見込まれるものであること(専属使用資産)、または当該リース資産の識別が困難であると認められるものであること</li> <li>④リース期間が耐用年数に比して相当短いリース取引:リース期間が当該リース資産の財務省令で定める耐用年数に比して相当短いもの(リース先の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。)であること</li> </ul> </li> <li>・ただし、譲渡条件付リース取引については無償又は名目的対価の額での譲渡であるか否かに関わらず、また購入選択権付リース取引については割安であるか否かに関わらず、補助対象外となります。また、これら以外の取引で所(リース物件が自動車の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「所有権がリース先に移転しないリース取引」とは、次のいずれかに該当するもの以外のものです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①譲渡条件付リース取引:リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産が無償または名目的な対価の額でリース先に譲渡されるものであること</li> <li>②割安購入選択権付リース取引:リース先に対し、リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること</li> </ul> </li> <li>・ただし、譲渡条件付リース取引については無償又は名目的対価の額での譲渡であるか否かに関わらず、また購入選択権付リース取引については割安であるか否かに関わらず、補助対象外となります。また、これら以外の取引で所有権移転の定めの有無に関わらず、リース期間終了時またはリース期間中途でリース先に所有権を移すと、補助の要件を満たさなくなり、補助対象外となります。</li> </ul> </li> </ul>

割賦契約、レンタル契約は対象となりますか。	割賦契約、レンタル契約は対象外です。
残存価額設定リースは補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、補助金額はリース契約書に記載されるリース料支払総額の10%です。
リース先が、自ら購入した物件を指定リース事業者に売却した後、同物件を指定リース事業者からリースを受ける場合(セールス&リースバック)は、補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、当該リース契約におけるリース物件は、平成23年3月14日以降に購入されたものに限りです。
転貸を目的としたリースバックは補助対象となりますか。	・転貸を目的としたリースバックは補助対象外です。 ・本事業におけるリースバックは、転貸を目的とするリースバックではなく、機材の手当て等の関係により、リース先が発注・納品となった機器をリースすることを目的としています。
指定リース事業者とその関係子会社のリース会社が共同賃貸方式によりリース先にリース契約を行う場合は、当補助金助成制度の対象となりますか。	共同賃貸方式に参加をしているリース会社全社が指定リース事業者であれば、補助対象になります。なお、幹事会社として、1社が代表となり、補助金申請の手続き等の一切の手続きを行うこと、補助金返還義務は、当該代表の社が負うことが条件になります。
ベンダーリース(提携リース)も補助対象になりますか。	ベンダーリースも対象です。ただし、補助金返還義務等の補助金に係る一切の義務については指定リース会社が負うこととなります。
メンテナンス付リースは補助対象になりますか。	<リース物件が自動車以外> ・メンテナンス費用は補助対象外です。したがって、設備費用とメンテナンス費用を切り分けることができないメンテナンス付リースについては補助対象外です。 ・ただし、メンテナンス費用を物件価格の何%と規定しているようなメンテナンス付リースで、補助金申請時に物件価格のエビデンス資料も合わせて提出することで切り分けた金額を明示することが可能であれば、補助対象とします。 <リース物件が自動車> ・メンテナンス費用は補助対象です。
指定リース事業者からリース先に対する補助金の交付方法は決まっていますか。	・補助金の還元方法については、支払回数に応じた均等分割又は複数回の均等分割(年に2回以上)でリース先に還元する方法や、補助金を一括でリース先に還元する方法より選択することが可能です。 ・ただし、補助金を一括でリース先に還元する場合、補助金額の確定通知書の日付から半年以内で還元することになっています。
親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこととありますが、グループ内の兄弟会社間のリース契約についても補助対象外となりますか。	直接の親子会社の関係、関連会社の関係であること以外に、連結財務諸表の対象となる企業のグループ間の契約も補助対象外です。
リース先が導入物件の最終使用者として、関係会社に賃借等で使用させる場合のリースは補助対象になりますか。	・以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とします。 ①関係会社(最終使用者)は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。 ②リース先と関係会社(最終使用者)の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること ③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること(被災地域に限定)

#### 4.リース物件

質問内容	回答
国が行っている他の補助事業との併用は可能ですか。	補助の対象となるリース物件に対し、国による他の補助金を併用することは認められません。ただし、環境省の家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金や、経済産業省・国土交通省のエコカー補助金との併用については可能です。(マル経等の運転資金、仮設工場・店舗等の建物の支援等との併用は可能)
地方自治体によるリースに係る補助金は併用可能ですか。また、併用可能な場合、補助金を計算する際に、地方自治体の補助金は補助金算定の基準額から控除する必要がありますか。	・地方自治体の独自財源による補助金制度であれば併用は可能です。 ・この場合補助金算定の基準額から控除する必要はありません。
本補助金を利用することができる物件に制限はありますか。	対象機器自体に制限はありません。

補助対象となるリース物件には、ソフトウェアや付帯費用などの無形固定資産も含まれますか。	ソフトウェアなど無形固定資産なども補助対象となります。
中古物件は補助対象となりますか。	中古物件も対象となります。
被災リース契約の物件と新規リース契約の物件がどの程度一致している必要がありますか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)における別表第一の「構造又は用途」、別表第二の「設備の種類」、別表第三、別表第五及び別表第六の「種類」が一致していれば、旧リース契約の物件と新リース契約の物件が一致している必要があります。
旧リース契約の物件と比べて、新規リース契約の物件の数量が異なってもいいですか。	本補助金が、被災地中小企業の復興を目的とする観点から、契約する物件の個数に妥当性があると判断できれば、旧リース契約における個数と同数ではなくても認められます。 ただし、レンタル事業者が不特定多数へのレンタルに用いる物件については被災した物件の個数の2倍の個数を限度とします。

#### 5.補助金交付申請額

質問内容	回答
補助の対象となるリース料の内訳を教えてください。	補助の対象となるリース料の総額の内訳は以下のとおりです。 <リース物件が自動車以外の場合> リース物件の取得価額並びに利子、固定資産税等諸税、損害保険料、据付費用及び手数料の額の合計額 ただし、据付費用は補助対象となるリース料から控除して申請することは可能 <リース物件が自動車の場合> リース物件の取得価額の一部並びに利子、自動車税等諸税、損害保険料、メンテナンス料及び手数料の額の合計額 ただし、メンテナンス料は補助対象となるリース料から控除して申請することは可能
取得価額はどのように定義されますか。	次の各金額の合計額とします。 ①設備の購入価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他物件の購入のために要した費用がある場合には、それらの費用を加えた額)。 ②設備を事業の用に供するために直接要した据付費用等の費用(ただし、①の金額を限度とする)。
補助の対象となる手数料とはどのようなものですか。	・与信行為に伴う調査費用等。基本的には調達コストを含め借入でいうところの利息相当部分に含まれるものです。 ・レベルアップ等による解約金等は含まれません。
リース料総額の10%の補助金とありますが、消費税分は補助の対象となるリース料に含まれますか。	消費税は含まれません。
リース先(ユーザ)あたりの上限額はありますか。	リース先毎の上限はありません。
リース料率の上限は設定されていますか。	リース先との間のリース料率については、特段の制限はありません。ただし、本制度の趣旨を踏まえた料率設定が望まれます。
1リース契約のうち補助対象物件部分の契約額が上限額を超える金額のリース契約について、上限額までは補助対象となりますか(例:1リース契約で補助対象物件部分の総リース料3億円の場合、うち2億円部分の補助金申込みが可能か)。	・補助対象外です。
旧リース契約の解約金を新規リース契約に乗せして契約しましたが、認められますか。	・解約金相当部分は補助対象外、新規リース物件部分が補助金の対象として、補助金の交付条件をクリアできているかの判断となります。 ・旧リース契約の解約金の処理に関するリース先とリース会社間の覚書等の写しの提出が必要です。
旧リース契約の解約金の処理に関して、新規リース物件の販売会社(ディーラー)が代位弁済する形になりますが、認められますか。	・販売会社が代位弁済する解約金相当部分は補助対象外になりますので、新規リース物件の購入金額から代位弁済した金額を控除した金額(リース会社より販売会社へ実質支払われる金額)が補助金の対象として、補助金の交付条件をクリアできているかの判断となります。

補助の対象となるリース料総額に上限、下限はありますか。	補助の対象となるリース料の上限、下限は以下のとおりです。 <リース物件が自動車以外> ・補助の対象となるリース料の総額が、100万円以上2億円以下。 <リース物件が自動車の場合> ・普通自動車等は400万円以下。 ・普通自動車等以外は、2億円以下
補助金の計算過程で小数点以下が出た場合の取扱いはどうなりますか。	補助金の計算で小数点以下は切り捨てとなります。
補助対象と補助対象外の物件がある場合の利子、手数料等の算出の方法はどのように行いますか。	利子、手数料については、補助対象および補助対象外それぞれ個別に算出します。ただし、個別に算出することが難しい場合については、補助対象および補助対象外それぞれの残高により按分し算出します。
対象物件と対象外物件の両方を含むリース契約では、1契約当たりのリース契約の上限額、下限額は対象物件のみの合計額ですか。	対象物件と対象外物件の両方を含むリース契約では、対象物件分のみの合計額で上限額、下限額の基準を満たす必要があります。
被災リース車両の入れ替えリース案件において、自動車税等諸税の様々な措置が受けられますが、本補助金との併用はできますか。	・自動車税等諸税の様々な措置と本補助金との併用はできますが、以下の点に注意ください。 ・被災リース車両の入れ替えリース車両において、自動車取得税、自動車税・軽自動車税は非課税、自動車重量税は免税となりますので、入れ替えリース契約のリース料には含まれないことが原則です。

## 6.申請手続き

質問内容	回答
対象が複数物件の場合は、物件毎に契約書を締結するのですか。	補助金の申請は、契約を基準としており、1つの契約に複数の物件が入っていても構いません。 ただし、補助金対象外費用を含むリース契約の場合にあっては、補助金対象外費用の計算根拠となる資料の写しを添付し、補助金対象部分のリース料がわかるようにする必要があります。
複数の契約を1回の申請にまとめることはできますか。	補助金の申請は、契約を基準としており、以下の特例を除き、複数の契約をまとめて申請することは認められません。 <特例> ①コンピュータ等のハードウェアの契約とソフトウェアの契約で、契約日、契約期間、使用開始日のいずれも同一のもの ②物件の分類(細目)が同一の物件を追加契約するもの(a.先行する契約が100万円未満で、追加契約により100万円を超えるもの、b.先行する契約で100万円を超えているが、業容拡大等により追加契約するもののいずれの場合も可。) ※②bの場合、先行する契約が既に本補助金を受けていても可能 なお、②の例で、先行する契約の終了時点で追加物件のリース期間が残っているにも関わらず、全ての物件の更新を行うと、残存期間分の補助金を返還することになるので、注意を要する。
リース契約期間満了後の取扱いに指定はありますか。	・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなります。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含みません。 ・よって、当初リース期間の終了時や中途解約等で補助金の返還等が完了し補助の目的が終了した場合、および再リースが終了した場合には、リース物件の処分(含む売却)は指定リース事業者の判断で行うことが可能です。 ・ただし、リース先への所有権移転は認められていません。
リース契約以降に支払い条件を変更した場合の必要な手続きはありますか。	・補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなる条件変更を実施した場合は、補助事業者(日本商工会議所)まで支払い条件の変更内容について速やかにリース契約変更届を提出する必要があります。 ・変更により対象リース契約の条件を満たさなくなる場合には、補助金の返還義務が生じることがあります。 ・なお、条件変更後、リース期間が当初契約時点から、15年を超えることはできません。超えた場合は、15年経過時点の残高より残高按分を行い、未払い部分に係る補助金返還が生じることがあります。

<p>リース期間中に変更事項が発生した場合は、何か手続きが必要ですか。</p>	<p>補助金交付後については、以下の事由が発生した場合に、速やかに補助事業者(日本商工会議所)に届け出る必要があり、その内容により、補助金の返還等を命じることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交付決定を受けたリース契約が、「補助対象となるリース契約の要件」を満たさなくなった場合</li> <li>② 指定リース事業者とリース先との間での合意解約</li> <li>③ リース契約の期限の利益を喪失した場合(リスケジュールは、補助金返還の必要要件にはあたらないが、倒産等会社を清算する場合は補助金の返還が必要)</li> <li>④ リース期間内において転リースを行い、リース物件の実質的使用者が別法人となった場合</li> <li>⑤ 設置場所の変更(特定被災地域外にリース物件を移動させた場合は、補助金の返還が必要)</li> <li>⑥ 合併(リース先が存続会社の場合は、補助金の返還の必要はない。リース先が被存続会社の場合は、存続会社が補助の対象となる中小企業等であれば補助金の返還の必要はないが、本制度の対象とならない大企業等であれば、補助金の返還の必要が生じる)</li> </ol>
---	---

## 7.返還義務

質問内容	回答
<p>どのような場合に補助金の返還が求められるのですか。</p>	<p>・以下のいずれかの事由が発生した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①指定リース事業者が、法令、交付規程又は法令もしくは交付規程に基づく会議所の処分又は指示に違反した場合</li> <li>②指定リース事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合</li> <li>③指定リース事業者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合</li> <li>④交付決定を受けたリース契約が、補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合</li> <li>⑤その他、交付の決定後に生じた事情の変化により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</li> </ol> <p>・なお、上記事由発生時の事情に応じ全部返還もしくは一部返還を必要とするかについて判断されます。</p>
<p>どのような場合に一部返還があり得るのか。</p>	<p>・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、交付された補助金の全部または一部の返還請求が行われる場合があります。</p> <p>・例えば、リースの未経過期間部分についてのみ目的を達成できていないものと判断された場合には、当該期間に相当する補助金返還義務が生じます。</p>
<p>補助金返還義務の期間には再リース期間も含まれますか。</p>	<p>再リース期間は含みません。補助金返還義務があるのは当初リース期間のみです。</p>
<p>補助金交付後に、リース先が増資や合併などにより、中小企業の枠組みから外れた場合、補助金を返還することになるのですか。</p>	<p>補助金交付時点で、リース先の要件を満たしていれば、その後リース先の要件から外れてしまっても、補助金の返還をする必要はありません。</p>
<p>補助金返還義務における目的外使用とは具体的にどのようなことですか。</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、個別の事象ごとに判断します。</p>

## その他

質問内容	回答
<p>補助金の残余额について、アナウンスはされますか。</p>	<p>ホームページで公表中です。</p>
<p>指定リース事業者を通じなければ補助金制度を利用できないのですか(指定外のリース事業者はダメか)。</p>	<p>指定リース事業者は、経済産業省が公募し、審査の結果指定されています。本事業の適正な実施のため、指定リース事業者以外を通じた補助金の利用はできません。</p>